

改 正 案	現 行
<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p><u>十三 屋根ふき材、内装材、外装材、喫壁その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの又は当該取り付け部分若しくは手すり又は手すり壁の材料、構造方法又は位置の変更</u></p> <p>【軽微な変更として取扱いたいこと】</p> <p>建築物の屋根ふき材等の非構造部材は確認申請時点で詳細が決まっていることは少なく、着工後に決めているのが実状。これらについて、確認申請時点でとりあえず決めた仕様を変更する場合を軽微な変更として取り扱う。</p> <p><u>十四 基礎ぐい、床版、屋根版又は横架材（小ばりに限る。）の位置の変更</u></p> <p>【軽微な変更として取扱いたいこと】</p> <p>基礎ぐいの変更は施工上の問題による位置の変更を、床版と屋根版の高さ位置は天井高さや設備配管の位置の変更に伴う変更を、小ばりの変更は設備機器の移動等の積載荷重の変更を軽微な変更として取り扱う。</p> <p><u>十五 構造耐力上主要な部分における構造部材の変更（構造方法</u></p>	<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>↓ 非構造部材関係</p> <p>↓ 構造耐力上主要な部分の位置の変更</p> <p>↓ 構造耐力上主要な部分の構造部材の変更</p>

の種別に変更がなく、かつ、当該部材と同等以上の強度及び耐力のものへの変更に限る。)

【軽微な変更として取扱いたいこと】

第十四号の基礎ぐいの偏心にともなう基礎ばりの補強、柱はりの鉄筋配置の変更を軽微な変更として取り扱う。

2、4 (略)

2、4 (略)

《参考条文》

(用語の定義)

第二条

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)、で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

(構造耐力上必要な軸組等)

第四十六条

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

一 次に掲げる基準に適合するもの

イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。)に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。